

キッチンカー（ビジネスタイプ・トライアルタイプ）導入事業公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

この要項は、令和7年度に田布施町が実施するキッチンカー（ビジネスタイプ・トライアルタイプ）導入事業に係る受託者を特定するための公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業概要

（1）事業名

キッチンカー（ビジネスタイプ・トライアルタイプ）導入事業

（2）事業の内容

別紙「キッチンカー（ビジネスタイプ）導入事業仕様書」または「キッチンカー（トライアルタイプ）導入事業仕様書」のとおり

（3）履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

（4）契約額の上限

ビジネスタイプ：5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

トライアルタイプ：4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※上記金額は、契約時の予定価格となるものではない。

※両タイプのプロポーザル参加は可能とする。

※両タイプとも、本プロポーザルにおいては、車両調達経費は含まない。

（5）発注者

田布施町

3. 事務局

田布施町経済課地域振興係

4. 主なスケジュール

※スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。

※参加資格要件にある、競争入札参加資格者名簿の未登録の者は、物品等入札参加資格審査申請（「6. 物品等入札参加資格審査申請」参照）が必要。

プロポーザル公告日	令和7年5月21日（水）
参加申込	令和7年5月21日（水）～令和7年6月13日（金）
参加表明に関する質問締切	令和7年6月9日（月）
参加資格確認結果通知及び参加指名通知	令和7年6月18日（水）
企画提案書提出	令和7年6月23日（月）～令和7年7月7日（月）
質問締切	令和7年7月2日（水）

プレゼンテーション及びヒアリング等実施日	令和 7 年 7 月中旬
追加説明書回答締切	令和 7 年 7 月下旬
最終審査日	令和 7 年 7 月下旬
選定結果通知	令和 7 年 8 月上旬

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 田布施町の競争入札参加資格者名簿に登録していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 参加資格確認基準日において、国税、都道府県税、市区町村税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (8) 公告の日から企画提案書等提出期限までの間において、田布施町若しくは国又は他の地方公共団体から競争入札に係る指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (9) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 号若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (10) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができること。
- (11) 本業務と同等であるか又は類似した受託実績があること。

6. 物品等入札参加資格審査申請（競争入札参加資格者名簿未登録の者に限る）

(1) 提出書類

「令和7・8(2025・2026)年度物品等入札参加資格審査申請要領」に記載する申請書等書類一式

※様式データは、下記 URL にて取得可

田布施町ホームページトップページ > 産業・しごと > 入札・契約 > 入札 > 入札の一覧 > 令和7年度(2025年度)・令和8年度(2026年度)物品等入札参加資格審査申請要領

<https://www.town.tabuse.lg.jp/www/index.html>

(2) 本プロポーザルに係る申請書等一式の提出期限等

令和7年6月10日(火)まで(土曜日及び日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

※期限までに申請書等書類一式を提出していない場合は、参加申込の資格はないものとする。なお、申請を受け付けた場合でも必ずしも指名されるものではない。

(3) 提出方法

田布施町総務課管財係 ([TEL:0820-52-5802](tel:0820-52-5802)) に郵送又は持参のいずれかの方法で提出すること。郵送の場合は、上記提出期限までに必着のこと。(提出時には、別途、電話により確認を行うこと。)

(4) 回答

電話又は電子メールにより随時回答。

7. 参加申込書の提出

(1) 提出書類

様式については、田布施町ホームページ上で提供するので参照すること。

ア 参加申込書(様式1)

イ 法人概要調書(様式2)

ウ 業務実績調書(様式3)

エ 参加資格要件等確認書(様式4)

(2) 参加申込期間等

令和7年5月21日(水)～令和7年6月13日(金)(土曜日及び日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

上記ア～エの提出書類の様式については、田布施町ホームページ上で提供するので参照すること。

(3) 提出方法

田布施町経済課地域振興係（TEL:0820-52-5805）に電子メール又は FAX（0820-53-0140）のいずれかの方法で提出すること。（提出時には、別途、電話により確認を行うこと。）

(4) 一次審査及び参加資格確認結果通知

提出された参加申込書等に基づき、キッチンカー導入事業審査委員会において本プロポーザルの参加資格の有無を審査し、令和7年6月18日（水）に参加資格確認結果通知書（様式5）により結果を通知する。なお、審査結果（内容）に対する問合せには、応じないものとする。また異議申し立ても受け付けられないものとする。

(5) 参加指名通知

提案資格を有すると認められた要請者に、令和7年6月18日（水）に参加指名通知書（様式6）により通知する。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書鑑（様式8）

②提案書（様式自由）

※提案数はタイプごと1事業者1案までとする

③提案説明参考図面等（様式自由）

※田布施町が提示している業者調達設備・機械器具一覧及び参考図面等をもとに寸法を記載した意匠図（想定車両図込み）、荷台配置図、その他必要に応じて完成イメージ写真（類似業務実績主要作品一点程度）等を添付すること

④製品仕様カタログ等

⑤事業工程表及び実施フロー図（様式自由）

⑥事業の実施体制（様式9）

⑦価格提案書（見積書）（様式自由）

※経費を積算した内訳書を添付すること

(2) 提出部数

正本1部、写しとして副本②から⑦までの書類6部（④を除く）及び提出書類のPDFデータを入れたCD-R又はDVD-R1部（④を除く）を提出すること

(3) 提出期間等

令和7年6月23日（月）～令和7年7月7日（月）（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

※企画提案書等の提出は、郵送又は持参すること。郵送の場合は、上記提出期限までに必着のこと。（提出時には、別途、電話により確認を行うこと。）

9. 質問及び回答

本実施要項、仕様書、企画提案書等作成に関する質問は、参加申込みの予定がある者が行うものとし、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出様式

質問書（様式7）により提出すること。様式については、田布施町ホームページ上で提供するので参照すること。

(2) 提出期限等

令和7年7月2日（水）午後5時15分まで

ただし、参加表明に関する質問の提出期限は、令和7年6月9日（月）午後5時15分までとする。

(3) 提出方法

田布施町経済課地域振興係（TEL:0820-52-5805）に電子メール又はFAX（0820-53-0140）のいずれかの方法で提出すること。（提出時には、別途、電話により確認を行うこと。）

(4) 回答

電子メールにより随時回答。また、受付を行った質問のうち、重要と思われる質問の回答については、その都度、電子メールにて回答する。また、田布施町ホームページにおいても公開する。

回答事項については、本実施要項（仕様書を含む。）と一体のものとして効力を有するものとする。したがって、質問の有無に関わらず確認のこと。

10. 受託者選定方針

(1) 受託者の選定方法等

①方式

公募型プロポーザル方式

②選定審査

キッチンカー導入事業審査委員会（以下、「委員会」という。）により行う。

③選定審査方法

- ・事務局による提出書類の内容確認を行った後、企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別表「選定基準」に基づき委員会の審査を行う。
- ・プレゼンテーション及びヒアリング実施後、事務局は当該提案内容に関して管轄保健所及び地方運輸支局の意見聴取、確認を行うものとする。
- ・上記管轄保健所及び地方運輸支局から指摘があった場合は、当該事項を事業提案者に通知し、追加説明書（様式10）による回答の提出を求めることがある。ただし、全ての事業提案者に審査に係る内容を確認する場合は、全ての事業提案者から説明を求めることがある。
- ・追加説明書の回答提出期日は、令和7年7月下旬とする。（期日は後日通知。）
- ・事業提案者に求める標準的な評価点数（標準点数）を60%とし、選定委員の合計

点数が最上位の者を最優先交渉権者とする。ただし、合計点数が同じの場合、価格提案の見積金額が最も安価な者を最優先候補者とし、見積金額も同額の場合については、当該事業提案者から提案価格に関する評価の価格評価点のみを再提案させ、金額が最も安価な者を最優先候補者とする。

- ・事業提案者が1者のみであっても、審査結果が標準点数を超えなければ、その者を最優先交渉権者として特定しない。

④書類提出を受けての審査

提出業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ア 開催日 : 令和7年7月中旬 ※開催日時、場所等は後日通知
- イ 開催場所 : 田布施町役場（予定）
- ウ 参加者 : 3人以内の参加とし、事務局から令和7年7月上旬に開催日時、場所等を通知後、速やかに参加者名簿（様式は任意とし、所属・役職・氏名を記載すること）を提出し、当日は事業の実施体制（様式9）に記載された実際に業務に携わる者（主担当）が説明を実施すること。
- エ 所要時間 : タイプごと1事業者あたり原則30分以内（質疑応答含む）
- オ その他
 - ・プレゼンテーション及びヒアリングに使用する資料は、既に提出済みの提案書等のみとし、新たな資料等の提示は認めない。
 - ・説明にあたっては、パソコン及びプロジェクターの使用を認める。機材については、パソコンは参加者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンについては事務局で準備を行う。
 - ・順番は企画提案書の受付順とする。
 - ・提案者が1者のみであっても、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査結果が標準点数を超えなければ、その者を最優先交渉権者として特定しない。

⑤選定審査結果の通知及び公表

- ア 得点上位の事業提案者から順位付けをし、第1位の者を受託候補者とする。
- イ 失格、その他特別な理由により受託候補者として契約締結ができない場合は、他の事業提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した事業提案者を受託者とする。
- ウ 選定審査の決定後、企画提案書の提出を行った全ての事業提案者に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式12）により通知する。また、受託者に対し、プロポーザル審査決定通知書（様式13）により通知するとともに、受託者の名称を田布施町ホームページ上で公表する。
- エ 審査結果（内容）に対する問合せには、応じないものとする。また異議申し立ても受け付けないものとする。

⑥業者決定及び契約の締結

令和7年8月上旬予定

※条件、仕様等は契約段階において若干の修正を行うことがある。

また、審査段階で提出された価格提案書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めるものとするが、その金額は審査段階で提出された価格提案書の範囲内とする。

1 1. 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 提出書類の提出方法に適合しないもの
- (2) 提出書類の作成様式及び記載上の留意事項などに適合しないもの
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。また、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 田布施町が提示した契約上限額を超える額の価格提案書を提出したもの
- (6) その他、本プロポーザルに関して不適切な行為があったもの
- (7) 提出期限内に提出書類等を提出しなかった場合

1 2. 契約手続き

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と田布施町との間で、業務内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、本契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、次順位者を候補者とする。
- (3) 契約に要する費用は全て受託者の負担とする。
- (4) 契約金額の支払いについては、原則精算払いとする。ただし、購入物品の一部分の納入が完了した部分があるときは、部分払いすることができる。
- (5) 本契約を締結後、車両を新たに自動車販売店から購入した代金については、田布施町と当該自動車販売店との契約手続きが完了した後、別途、契約を締結する。
- (6) 上記部分払いに関する請求は、契約年月日から納入期限までの期間中2回を超えることができない。

1 3. その他

- (1) 本事業は、本実施要項、仕様書、企画提案書等作成に関して文書で適切に周知することとし、別途説明会を設けない。ただし、良質な提案を求めるため、真摯な回答に努める。
- (2) 提出期限以降、業者決定を行うまで、参加申込書及び企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

- (3) 参加申込書の提出以後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式 11）を提出するものとし、提出方法は持参又は郵送とする。なお、この場合、田布施町が行う他の事業について不利益な取扱いを受けることはない。
- (4) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書等は返却しない。なお、提出された参加申込書及び企画提案書等は審査以外の目的で参加申込者に無断で使用しない。
- (6) 提出された企画提案書等に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提出者に帰するものとする。
- (7) 本プロポーザルは最優先交渉権者等の特定を目的に実施するものであり、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。
- (8) 本プロポーザル手続きにおいて、田布施町が配付した一切の書類や資料等を他の目的で使用しないこと。
- (9) 参加の申込み、企画提案書等の提出、プレゼンテーション及びヒアリング等、本プロポーザルの参加に係る経費については、参加申込者の負担とする。
- (10) 審査内容は非公開とする。また、審査及び選定結果等に関する異議申立ては受け付けない。

【提出及び問合せ先】

〒742-1592

山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3440-1

田布施町経済課地域振興係

電話：0820-52-5805 FAX：0820-53-0140

e-mail：chiiki@town.tabuse.yamaguchi.jp

【別表】 評価基準

提案書を採用するための評価基準

	評価項目	評価の視点
1	業務の理解度	・ 事業の目的や田布施町の取組主旨を的確に理解した提案がなされているか ・ 環境・景観への配慮がなされ、利用促進に繋げられるか

2	提案内容の的確性及び実現性	・仕様書に定める業務内容に対する的確な提案で実現性があるか ・採用する手法は具体的で最も妥当か ・法令を順守し信頼性があるか ・機能性が高く、操作性を備えているか
3	取組姿勢	・発注者の意図を的確に理解し、手戻り、ミス等が少ないか ・提案内容がわかりやすく、誤字・脱字は少ないか ・提案内容に説得力があり、論理的か ・冷静に議論でき、意思疎通が容易であるか ・保守体制やバックアップ体制は適切か
4	業務工程・フロー	・業務工程、スケジュールが、具体的かつ適切であるか ・事業の実施手順は妥当か

客観的評価基準

	評価項目	評価の視点
1	会社体制	・経営規模は妥当であるか ・社会貢献度があるか ・履行保証の面で心配がないか ・瑕疵に対する責任をとれるか
2	業務実績	・本業務と同種又は類似する業務の受託実績は豊富か ・本業務を確実に遂行できる技術力及び体制が整っているか
3	業務実施体制・専任性	・人員の配置状況から、主担当者が不在の場合でも打合せや問合せに迅速かつ柔軟に対応できる体制が組まれているか ・他の受注業務との調整が図られ、本業務に専念できる時間が十分あるか
4	見積金額	・見積金額は、積算根拠があり、提案内容を勘案して妥当であるか